

審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名 : 大規模地震対策特別措置法施行令
根 拠 条 項 : 第12条第2項
処 分 の 概 要 : 警戒宣言が発せられる前における緊急輸送車両の確認
原権者(委任先) : 三重県知事、三重県公安委員会
法 令 の 定 め : 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準 : 車両の使用者の申出を受けた三重県公安委員会は、当該車両が大規模地震対策特別措置法第21条第2項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認をすることができる。 1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。 2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 4 2及び3以外の場合であって、地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。
標準処理期間 : 30日 (行政庁の休日を含まない。)
申 請 先 : 当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課
問い合わせ先 : 交通部交通規制課規制総務係 (電話059-222-0110) 、警察署交通課
備 考 :